

令和4年12月議会

議案説明資料

目 次

- | | | |
|---|---|-----|
| 1. 議案第179号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第5号) | … | 1頁 |
| 2. 議案第194号 福岡市手数料条例の一部を改正する条例案 | … | 10頁 |
| 3. 議案第201号 福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について | … | 15頁 |
| 4. 議案第202号 福岡市西部地域交流センターに係る指定管理者の指定について | … | 21頁 |

市民局

1. 議案第179号

令和4年度福岡市一般会計 補正予算案 (第5号) <市民局所管分>

[歳 入]

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
5 ～ 7	25 諸 収 入	2 納 付 金	1 納 付 金	千円 86,541	千円 △1,076	千円 85,465
		3 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	136,467	957	137,424
		13 雑 入	2 総 務 費 雑 入	197,867	11,555	209,422
歳 入 計				420,875	11,436	432,311

節		金額	説明
区分			
1	健康保険料	千円 △1,076	健康保険法に基づく保険料収入の減額
1	雇用保険料収入	153	雇用保険法に基づく保険料収入の追加
2	厚生年金保険料収入	804	厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加
2	合同庁舎管理費負担金	11,555	区役所合同庁舎管理費に対する水道事業会計及び 高速鉄道事業会計負担金の追加

〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
10 ～ 13	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	14 人 権 施 策 費 推 進 費	千円 525,201	千円 2,526	千円 527,727
12 ～ 13			19 コ ミ ュ ニ テ ィ 振 興 費	6,581,772	39,814	6,621,586
12 ～ 13			20 区 政 推 進 費	2,571,556	57,128	2,628,684
12 ～ 13			21 防 災 危 機 管 理 費	716,058	57,255	773,313

節				説 明
区 分	金 額	区 分	金 額	
2 給 料	千円 806		千円	一般職職員給与費等の追加 2,526 千円 (人権のまちづくり館職員の給与費等の追加)
3 職員手当等	2,636	1 扶 養 手 当	△24	〔 関連歳入 (25) 諸収入 △ 873 千円 健康保険料 △ 1,035 千円 雇用保険料収入 93 千円 厚生年金保険料収入 69 千円 〕
		2 地 域 手 当	79	
		3 住 居 手 当	△153	
		4 通 勤 手 当	3,089	
		8 時 間 外 勤 務 手 当	△915	
		12 期 末 勤 勉 手 当	560	
4 共 済 費	△916			
10 需 用 費	39,814	3 光 熱 水 費	39,814	公民館等経費の追加 39,814 千円 ア 公民館管理運営費 39,016 千円 (公民館に係る光熱水費の追加) イ 空港周辺共同利用会館費 798 千円 (空港周辺共同利用会館に係る光熱水費の追加)
10 需 用 費	57,128	3 光 熱 水 費	57,128	区政管理費の追加 57,128 千円 区役所庁舎等経費 (区役所庁舎等に係る光熱水費の追加) 〔 関連歳入 (25) 諸収入 11,555 千円 合同庁舎管理費負担金 〕
3 職員手当等	57,255	8 時 間 外 勤 務 手 当	56,538	防災・危機管理体制の強化経費の追加 57,255 千円 (災害対応に係る時間外勤務手当等の追加)
		10 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	717	

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
14 ～ 15		3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	千円 3,298,892	千円 3,483	千円 3,302,375
歳出計				13,693,479	160,206	13,853,685

節				説 明
区 分	金 額	区 分	金 額	
2 給 料	千円 △4,074		千円	一般職職員給与費等の追加 3,483 千円 (区役所市民課職員の給与費等の追加)
3 職員手当等	3,120	1 扶 養 手 当	△2,544	[関連歳入 (25) 諸収入 754 千円 健康保険料 △ 41 千円 雇用保険料収入 60 千円 厚生年金保険料収入 735 千円]
		2 地 域 手 当	△665	
		3 住 居 手 当	1,219	
		4 通 勤 手 当	1,603	
		8 時 間 外 勤 務 手 当	△905	
		10 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	71	
		11 管 理 職 手 当	2	
		12 期 末 勤 勉 手 当	4,539	
		14 児 童 手 当	△200	
4 共 済 費	4,437			

〔繰越明許費〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
192 ～ 193	2 総務費	1 総務管理費	19 コミュニティ振興費	公民館建設費
192 ～ 193			20 区政推進費	区役所庁舎等経費
192 ～ 193			21 防災危機管理費	防災・危機管理体制の強化経費
繰越計				

関係予算額	繰越額	繰越事由
千円 482,148	千円 31,284	関係者との協議により、年度内に完了しないため。 (公民館改築事業に係る工事費の繰越)
1,990,457	20,155	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (区役所庁舎の改修に係る設計費の繰越)
731,722	66,007	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (区役所庁舎の非常用電源整備に係る工事費の繰越)
3,204,327	117,446	

2. 議案第 194 号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 194 号																		
名 称	福岡市手数料条例の一部を改正する条例案																		
理 由	戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、独身証明書及び身分証明書（以下「戸籍謄抄本等」という。）について、電子情報処理組織による請求に対する郵送による交付に係る手数料を減額する必要があるため。																		
内 容	<p>1 福岡市手数料条例の一部改正 令和 5 年 2 月に戸籍謄抄本等の電子申請を導入予定。 電子申請を受理し郵送により交付する場合の戸籍謄抄本等の交付手数料について、電子申請を推進し窓口の混雑緩和を図るため、窓口での請求に係る交付手数料から 50 円減額した金額とするもの。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 対象の証明書と手数料一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる証明書</th> <th>窓口交付</th> <th>電子申請による 郵送交付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍全部（個人）事項証明書 （戸籍謄抄本）</td> <td>450円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>住民票記載事項証明書</td> <td>300円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の写し</td> <td>300円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>独身証明書</td> <td>300円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>身分証明書</td> <td>300円</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 福岡市収入証紙条例の一部改正 福岡市手数料条例の一部改正に伴い、福岡市収入証紙条例について、所要の改正を行う。</p>	対象となる証明書	窓口交付	電子申請による 郵送交付	戸籍全部（個人）事項証明書 （戸籍謄抄本）	450円	400円	住民票記載事項証明書	300円	250円	戸籍の附票の写し	300円	250円	独身証明書	300円	250円	身分証明書	300円	250円
対象となる証明書	窓口交付	電子申請による 郵送交付																	
戸籍全部（個人）事項証明書 （戸籍謄抄本）	450円	400円																	
住民票記載事項証明書	300円	250円																	
戸籍の附票の写し	300円	250円																	
独身証明書	300円	250円																	
身分証明書	300円	250円																	
施行期日	令和 5 年 2 月 1 日																		

福岡市手数料条例新旧対照表

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）

※下線部分が改正部分

旧	新												
<p>第1条～第8条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1 1の項、8の項、9の項及び11の項の規定の適用については、同表1の項中「400円」とあるのは「100円」と、同表8の項中「又は電子情報処理組織」とあるのは「にあつては1通につき100円、電子情報処理組織」と、「1通」とあるのは「1通」と、<u>同表9の項及び11の項</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">中</p> <p>「250円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">証明書交付等手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク</td> <td>戸籍謄抄本等交付手数料</td> <td>1通につき 450円（自動交付機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円（自動交付機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要	<p>第1条～第8条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1 1の項、8の項、9の項及び11の項の規定の適用については、同表1の項中_____「又は電子情報処理組織」とあるのは「にあつては1通につき100円、電子情報処理組織」と、「1通」とあるのは「1通」と、<u>同表8の項中「1通につき250円」とあるのは「1通につき100円」と、同表9の項中「又は電子情報処理組織」とあるのは「にあつては1通につき100円、電子情報処理組織」と、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">中</p> <p>「250円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">証明書交付等手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク</td> <td>戸籍謄抄本等交付手数料</td> <td>1通につき 450円（自動交付機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円（自動交付機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要
事務	名称	金額											
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円（自動交付機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要											
事務	名称	金額											
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク	戸籍謄抄本等交付手数料	1通につき 450円（自動交付機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であつて、利用者が必要											

		じ。)による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1通につき250円)
8の2～8の3	(略)	(略)
9 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき 300円 (自動交付機による交付の場合) につき250円)
9の2～16	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		
17 その他の証明書の交付	その他の証明書交付手数料	1件につき 300円

別表第2 (略)

		による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては1通又は証明事項1件につき250円)
8の2～8の3	(略)	(略)
9 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき 300円 (自動交付機による交付の場合)又は電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1通につき250円)
9の2～16	(略)	(略)
17 婚姻するに当たり民法(明治29年法律第89号)第732条の規定に抵触しないことの証明書の交付	独身証明書交付手数料	1通につき 300円 (電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1通につき250円)
18 禁治産及び準禁治産、後見並びに破産に関する証明書の交付	身分証明書交付手数料	1通につき 300円 (電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1通につき250円)
19 その他の証明書の交付	その他の証明書交付手数料	1件につき 300円

別表第2 (略)

福岡市収入証紙条例新旧対照表

福岡市収入証紙条例（昭和 39 年福岡市条例第 27 号）

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第 1 条 （略） （証紙による収入の方法により徴収する歳入）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、規則で定めるものを除く。</p> <p>(1) 福岡市手数料条例(昭和 35 年福岡市条例第 11 号)別表第 1 の 12 の項から <u>17 の項まで及び</u> <u>別表第 2 の 4 の項から 42 の項までに定める手数料</u></p> <p>(2)～(8) （略）</p> <p>第 3 条～第 9 条 （略）</p>	<p>第 1 条 （略） （証紙による収入の方法により徴収する歳入）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、規則で定めるものを除く。</p> <p>(1) 福岡市手数料条例(昭和 35 年福岡市条例第 11 号)別表第 1 の 12 の項から <u>16 の項まで及び 19 の項並び</u> <u>に別表第 2 の 4 の項から 42 の項までに定める手数料</u></p> <p>(2)～(8) （略）</p> <p>第 3 条～第 9 条 （略）</p>

3. 議案第 201 号

福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について

議案番号	第201号
名 称	福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について
理 由	本市が設置する福岡市男女共同参画推進センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市男女共同参画推進センター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ

代表者 福岡市西区野方三丁目1番5号

福岡県建物管理事業協同組合

福岡市中央区天神五丁目1番23号

株式会社 福岡市民ホールサービス

(3) 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

施設及び付属設備の維持及び補修、利用の許可、使用料の徴収・減免、利用の制限等に関する業務

(2) 募集の方法

公募

(3) 応募資格

- ・法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること
- ・グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めること
- ・応募団体又は応募グループを構成する全ての団体は、福岡市内に事業所を置く者であること

(4) 応募団体

2 団体（五十音順）

団体名	構成団体
株式会社 イズミテクノ	—
福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ	福岡県建物管理事業協同組合 株式会社 福岡市民ホールサービス

(5) 福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価委員会委員

委員 5 名（五十音順）

区 分	氏 名	所属・役職
法律専門家	石田 淳	せいりょう法律事務所 弁護士
学識経験者	樗木 晶子	福岡歯科大学医科歯科総合病院 健診センター長
財務専門家	中倉 誠二	中倉ビジネスコンサルティング 中小企業診断士
施設利用者	細川 勝子	福岡市七区男女共同参画協議会会長
労務専門家	松田 正幸	マツダ事務所 社会保険労務士

(6) 募集・選定経過

- ①第 1 回選定・評価委員会 令和 4 年 7 月 4 日
(募集要項及び選定基準決定)
- ②募集要項等の配布 令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 9 月 12 日まで
- ③申請書類受付 令和 4 年 8 月 31 日から令和 4 年 9 月 12 日まで
- ④第 3 回選定・評価委員会 令和 4 年 9 月 30 日
(書類審査)
- ⑤第 4 回選定・評価委員会 令和 4 年 10 月 17 日
(ヒアリング審査)

(7) 指定管理料の上限額

令和 5 年度 : 96,285 千円

(8) 審査基準

審査項目	配点	内容
1 基本理念	15点	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とした施設の管理を行うことについて、理解や取組姿勢、意欲が示されている。・公の施設として、市民の適正かつ公平な利用を確保することが示されている。
2 管理運営能力	30点	<ul style="list-style-type: none">・本社等において、施設を適正に管理するための監督・指導等の体制が整っている。・他の施設での管理業務実績がある。・指定管理業務を維持できる安定的な経営基盤を有している。
3 提案事項	80点	<ul style="list-style-type: none">・利用者サービスの向上について、効果的な提案がなされている。・人員配置について、適切な計画がなされている。・施設利用者のニーズを反映させるため効果的な提案がなされている。・施設設備の保守点検業務について、適切な計画がなされている。・従事者の資質の向上について、適切な計画がなされている。・施設利用者からの苦情の処理について、適切な対応を考えている。・事故や災害時の対応について、適切な計画がなされている。・利用者の個人情報保護について、適切な計画がなされている。・その他、指定管理業務を行うにあたり、効果的で実行可能な提案や市の施策に貢献する提案がなされている。
4 管理経費	15点	<ul style="list-style-type: none">・提案額の積算根拠が適切である。・経費の縮減が図られている。
5 地場中小企業の育成	10点	<ul style="list-style-type: none">・福岡市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業（みなし大企業を除く）である。
合計	150点	

※1人あたり150点×選定・評価委員5人=750点

(福岡市における競争入札参加停止措置に関する減点)

令和2年3月1日以降に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けたもので、本募集の公告日が競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として、競争入札参加停止の措置期間と同期間にあるものについては、評価点合計から5点減点する。

3 選定結果

(1) 選定・評価委員会による評価

福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループは利用者サービスの向上や、市の施策等に貢献する実行可能で具体的な提案が示されていること、また、施設利用者のニーズの反映などの点が高く評価された。

審査項目	応募者名	【候補者】		【次点】
		福岡県建物管理事業協同組合・ (株)福岡市民ホールサービスグループ		(株)イズミテクノ
	提案額	95,703 千円		96,200 千円
	配点	評価点	主な評価内容	評価点
1 基本理念	75	59	施設の設置目的や特性を理解した運営方針が示されている。	59
2 管理運営能力	150	130	施設を適正に管理するための運営体制や、人員配置が示されている。	126
3 提案事項	400	306	利用者サービスの向上や施設の実情に沿った具体的な提案が示されている。	296
4 管理経費	75	58	適正に積算されている。	53
5 地場中小企業の育成	50	50	構成団体の全てが地場中小企業である。	10
計	750	603		544

(2) 選定結果

上記の選定・評価委員会の評価を踏まえ、福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループを指定管理者の候補者としたものである。

【参考資料】候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ

代表者 福岡市西区野方三丁目1番5号

福岡県建物管理事業協同組合

福岡市中央区天神五丁目1番23号

株式会社 福岡市民ホールサービス

2 団体の概要

(1) 福岡県建物管理事業協同組合

① 代表者氏名

代表理事 宮崎 利隆

② 設立年月日

昭和59年12月10日

③ 沿革

昭和59年12月 設立

昭和61年10月 九州経済産業局官公需適格組合初認可

現在に至る

④ 業務内容

- ・建築物の衛生管理業務（建築物の内外清掃、空気環境測定、貯水槽・雑排水槽清掃、ねずみ・昆虫等の防除、空気調和用ダクト清掃、排水管清掃、廃棄物の処理）
- ・建築物の設備管理業務（電気通信設備、空気調和設備、給排水設備、消防用設備、昇降設備等の保守点検）
- ・建築整備保全業務（建物・構築物の点検整備、建築設備の点検整備）
- ・建築工事の設計施工業務（電気工事、管工事、消防設備工事）
- ・保安・警備業務（常駐警備、駐車場管理等）
- ・受付・案内・電話交換業務
- ・その他ビル管理に関する一切の業務

⑤ 主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市男女共同参画推進センター

(2) 株式会社 福岡市民ホールサービス

① 代表者氏名

代表取締役社長 山方 浩

② 設立年月日

昭和38年10月8日

③ 沿革

昭和38年10月 株式会社 福岡ホールサービスセンターとして設立

昭和39年9月 社名を株式会社 福岡市民会館サービスセンターに変更

昭和53年1月 社名を株式会社 福岡市民ホールサービスに変更

平成5年6月 資本金を10,000千円に増資

現在に至る

④ 業務内容

- ・催し物の企画、誘致、斡旋
- ・舞台の組立、解体、照明、音響、映像等舞台の使用に関する業務
- ・舞台等に関する諸プランと企画制作に関する業務
- ・宣伝プラン、宣伝物の製作並びに企画
- ・プログラムの編集、刊行物の発行並びに発売、鑑賞団体、友の会等の事務受託 外

⑤ 主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市男女共同参画推進センター
- ・福岡市民会館
- ・福岡市早良市民センター

4. 議案第 202 号

福岡市西部地域交流センターに係る指定管理者の指定について

議案番号	第 202 号
名 称	福岡市西部地域交流センターに係る指定管理者の指定について
理 由	本市が設置する福岡市西部地域交流センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市西部地域交流センター

(2) 指定管理者に指定する者

魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループ

代表者 福岡市博多区博多駅東一丁目 16 番 14 号

株式会社 ミカサ

福岡市博多区綱場町 5 番 6 号

特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

(3) 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

施設及び付属設備の維持・補修、利用の許可、使用料の徴収・減免、利用の制限等に関する業務

(2) 募集の方法

公募

(3) 応募資格

- ・法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること
- ・グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めること
- ・応募団体又は応募グループを構成する全ての団体は、福岡市内に事業所を置く者であること

(4) 応募団体

3 団体 (五十音順)

団体名	構成団体
つながる・ひろがる・さいとぴあ共同企業体	株式会社 日比谷花壇
	株式会社 サン・ライフ
	株式会社 エフ・ジェイエンターテインメントワークス
	スポーツクラブ NAS 株式会社
魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループ	株式会社 ミカサ
	特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所
A 団体	—

(5) 福岡市地域交流センター指定管理者の選定委員会委員

委員 5 名 (五十音順)

区分	氏名	所属・役職
財務専門家	遠藤 真紀	遠藤中小企業診断士事務所代表
財務専門家	金子 宮土理	金子宮土理公認会計士事務所代表
学識経験者	森田 昌嗣	九州大学名誉教授
施設利用者	吉村 悟	西部七校区代表者連絡協議会代表
施設管理専門家	四元 誠一郎	公益財団法人アクロス福岡管理部長

(6) 募集・選定経過

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ①第1回選定委員会
(募集要項及び選定基準決定) | 令和4年7月6日 |
| ②募集要項等の配布 | 令和4年7月14日から令和4年9月9日まで |
| ③申請書類受付 | 令和4年8月24日から令和4年9月9日まで |
| ④第2回選定委員会
(書類審査・ヒアリング審査) | 令和4年11月2日 |

(7) 指定管理料の上限額

令和5年度：126,638 千円

(8) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
I 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 ○現実可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 ○施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。 	10
II 地域交流センターの管理運営のための十分な能力があること	<ul style="list-style-type: none"> ○業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ○管理運営にあたって、適切な要員配置を行っている。 ○管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大、従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進、及びその他市の施策につながる方策を講じている。 ○施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 ○安全確保についての考え方や施設内の事故発生時、新型コロナウイルス感染症等における対応の方策が講じられている。 ○施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 ○施設の維持管理等のための、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 ○環境配慮に向けた取組を提案している。 ○利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 ○管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。 	65
III 市民を支援するための取組がなされていること	<ul style="list-style-type: none"> ○業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理や、利用者の視点に立った迅速、的確なサービス提供方策を講じている。 ○利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ○サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ○集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ○施設の利用状況や、施設の特徴などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ○指定管理者企画事業の実施により「にぎわい及び地域交流の創出」につながる効果的な取組を提案している。 ○指定管理者企画事業について、費用・手法等具体的な提案を行っている。 ○地域や関係団体との関わり方について、具体的に提案している。 ○体育施設利用者に対するスポーツ指導について、具体的な取組を提案している。 ○体育施設における指定管理者企画事業の実施により「スポーツの振興」や「にぎわい及び地域交流の創出」につながる効果的な取組を提案している。 	55
IV 管理経費	<ul style="list-style-type: none"> ○予算額の積算根拠が適切である。 ○経費削減の取組が適切である。 	10
V その他	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業（みなし大企業を除く）である。 	10
評価点合計		150

(福岡市における競争入札参加停止措置に関する減点)

令和2年3月1日以降に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けたもので、本募集の公告日が競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として、競争入札参加停止の措置期間と同期間にあるものについては、評価点合計から5点減点する。

3 選定結果

(1) 選定委員会による評価

魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループは、施設の設置目的を踏まえた具体的な目標設定、構成団体の特性を活かした管理体制、実績に基づく地域や関係団体との積極的な関わり方などが、選定委員会において高く評価された。

評価項目	応募者名	【候補者】 魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループ		【次点】 つながる・ ひろがる・ さいとぴあ 共同企業体	A団体
	提案額	126,000 千円		126,600 千円	125,000 千円
	配点	評価点	主な評価内容	評価点	評価点
I 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	10	7.2	施設の設置目的を踏まえた具体的な目標設定が提案されている。	6.8	6.4
II 地域交流センターの管理運営のための十分な能力があること	65	51.1	構成団体の特性を活かした管理体制が提案されている。	45.3	42.7
III 市民を支援するための取組がなされていること	55	42.3	実績に基づく地域や関係団体との積極的な関わり方が提案されている。	37.1	34.7
IV 管理経費	10	7.0	適正に積算されている。	7.0	6.0
V その他 (地場中小企業育成)	10	10.0	構成団体のすべてが地場中小企業である。	6.0	6.0
評価点合計	150	117.6		102.2	95.8

(2) 選定結果

上記の選定委員会の評価を踏まえ、魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループを指定管理者の候補者としたものである。

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループ

代表者 福岡市博多区博多駅東一丁目 16 番 14 号

株式会社 ミカサ

福岡市博多区綱場町 5 番 6 号

特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

2 団体の概要

(1) 株式会社 ミカサ

① 代表者

代表取締役 倉重 一男

② 設立年月日

昭和 50 年 1 月 17 日

③ 沿革

昭和 50 年 1 月 九州クリーン工業株式会社として設立

昭和 53 年 4 月 三笠特殊工業株式会社に社名変更

平成 21 年 7 月 現所在地に移転

平成 30 年 6 月 株式会社 ミカサに社名変更

現在に至る

④ 業務内容

- ・ 環境プラントマネジメント事業（下水・水道施設管理、下水汚泥燃料化 他）
- ・ 建築物マネジメント事業（ビル施設運転管理、ビルクリーニング、消毒殺菌 他）
- ・ パブリックマネジメント事業（指定管理者運営、公共施設サービスコンサルティング 他）
- ・ CSR 推進事業（社会貢献応援活動、地域コミュニケーション支援 他）

⑤ 主な実績（指定管理業務）

- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センター
- ・ 福岡市和白地域交流センター
- ・ 福岡市西部地域交流センター
- ・ 福岡市立東体育館・西体育館
- ・ 糟屋郡久山町文化交流センター

(2) 特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

① 代表者

理事長 耘野 康臣

② 設立年月日

平成 15 年 4 月 1 日

③ 沿革

平成 15 年 4 月 組織設立

平成 16 年 7 月 法人設立

現在に至る

④ 業務内容

組織づくりやメディアの制作・イベント実施等を通じて、コミュニティの活性化を図る事業。

⑤ 主な実績（指定管理業務）

- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センター
- ・ 福岡市和白地域交流センター
- ・ 福岡市西部地域交流センター
- ・ 福岡市立西市民センター

